

下呂市告示第 76 号


公印を廃止するので、下呂市公印規程（平成 16 年下呂市告示第 2 号）第 13 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

下呂市長 山 内 登

廃止する公印

名 称	使用区分	印 影	廃止の期日
市長之印 農林部専用	所管事務に関する契約書（指名競争入札及び一般入札に係る案件を除く。以下同じ。）、その他の契約に関する文書及び市長名で発する文書		令和 8 年 3 月 31 日
市長之印 環境部専用	所管事務に関する契約書（指名競争入札及び一般入札に係る案件を除く。以下同じ。）、その他の契約に関する文書及び市長名で発する文書		令和 8 年 3 月 31 日
市長之印 建設部専用	所管事務に関する契約書（指名競争入札及び一般入札に係る案件を除く。以下同じ。）、その他の契約に関する文書及び市長名で発する文書		令和 8 年 3 月 31 日

<p>市長之印 地域振興部専用</p>	<p>所管事務に関する契約書（指名競争入札及び一般入札に係る案件を除く。以下同じ。）、その他の契約に関する文書及び市長名で発する文書</p>		<p>令和8年3月31日</p>
-------------------------	--	--	------------------

名称	使用区分	印影	使用開始の期日
<p>市長職務代理者印 農林部専用</p>	<p>市長職務代理者執務のとき、市長印農林部専用の使用区分に準ずる。</p>		<p>令和8年3月31日</p>
<p>市長職務代理者印 環境部専用</p>	<p>市長職務代理者執務のとき、市長印環境部専用の使用区分に準ずる。</p>		<p>令和8年3月31日</p>
<p>市長職務代理者印 建設部専用</p>	<p>市長職務代理者執務のとき、市長印建設部専用の使用区分に準ずる。</p>		<p>令和8年3月31日</p>
<p>観光商工部長之印</p>	<p>部長名で発する文書</p>		<p>令和8年3月31日</p>
<p>建設部長之印</p>	<p>部長名で発する文書</p>		<p>令和8年3月31日</p>

まちづくり推進 部長之印	部長名で発する文書		令和8年3月31日
地域振興部長之印	部長名で発する文書		令和8年3月31日
市民保健部長之印	部長名で発する文書		令和8年3月31日
環境部長之印	部長名で発する文書		令和8年3月31日
上下水道部長之印	所長名で発する文書		令和8年3月31日
下呂市立 上原診療所印	診療所名で発する文書		令和8年3月31日